

# 高松市バレーボール協会規約

高松市バレーボール協会

## 第1章 総則

第1条（名称） 本会は、高松市バレーボール協会（以下「本会」）という。

第2条（事務局） 本会は、事務局を会長の指定するところに置く。

第3条（目的） 本会は、高松市におけるバレーボール競技の向上をはかるとともに、会員相互の親睦を図り、市民の体力向上やスポーツ精神を養うことを目的とする。

第4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）バレーボール競技の普及及び技術向上のための事業
- （2）各種競技会の開催
- （3）他団体との交流及び会員相互の親睦
- （4）その他必要な事項

## 第2章 加盟団体及び加盟・脱退

第5条（組織） 本会は、次に掲げるバレーボール団体で、本会に加盟した者（以下「加盟団体」という）をもって組織する。

- （1）高松市内の9人制女子チーム
- （2）高松市内の6人制男子及び女子チーム
- （3）高松市内の小学生（スポーツ少年団）及び高松地区内中学生チーム

第6条（加盟） 本会の加盟団体になろうとするときは、登録届を提出し所定の手続きをとって加盟することができる。

第7条（脱退） 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して本会に脱退届を提出する

- 2 加盟団体が第5条に規定する資格を失ったとき、または、本会の加盟団体として不相当と認められたときは、理事会の同意を得て、これを脱退させるものとする。

### 第3章 役員

第8条（役員） 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名
副理事長	若干名	事務局長	1名	事務局次長	若干名
常任理事	若干名	理事	30名以内	監事	若干名
評議員	チーム1名	名誉顧問	若干名	顧問	若干名
参与	若干名	特別会員	若干名		

第9条（会長） 会長及び副会長は、評議員会で推挙する。

2 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

（副会長） 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する  
（名誉会長） 4 会長として本会に功績が顕著で、その職を辞任したとき等この称号を贈るときは、評議員会の了承を得て推挙することができる。

第10条（理事長） 理事長・副理事長は、理事の互選とする。

2 理事長は、会長の命を受けて会務を掌理する。

（副理事長） 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

第11条（事務局長） 事務局長・事務局次長は、理事長が指名する。

2 事務局長は、事務を統轄し庶務の業務を掌理する。

3 事務局長は、各種会議に出席し、意見を述べることができる。

（事務局次長） 4 事務局次長は事務局長を補佐し、会計の業務を掌理する。

5 事務局次長は各種会議に出席し、意見を述べることができる。

第12条（常任理事） 常任理事は、理事長が指名する。

2 常任理事は、常務を掌理する。

第13条（理事） 理事は、評議員会で評議員及び学識経験者より選出し、会長がこれを委嘱する。ただし、評議員が理事に委嘱された団体は、さらに、これに代わる評議員を選出することができる。

第14条（監事） 監事は、評議員会の決議に基づき、会長がこれを委嘱する。

2 監事は、会計事務の監査を行い、評議員会でその監査結果を報告しなければならない。

第15条（評議員） 評議員は、加盟団体から1名選出する。

第16条（顧問・参与・名誉顧問）

本会に、顧問・参与及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 顧問・参与及び名誉顧問は、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問・名誉顧問は、会長の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応じるものとする。

第17条（役員の任期） 役員の任期は2か年とする。ただし、補充により就任した者は前任者の残任期間とする。

第18条（特別会員） 本会の目的に賛同する、個人及び団体を特別会員とする。

- 2 特別会員には、毎年事業の報告をする。

第4章 会議

第19条（評議員会） 評議員会は、本会の最高議決機関であって、会長・副会長及び評議員で組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の選出
- (5) 本規約で規定した事項
- (6) その他重要事項

- 3 理事長・副理事長・専門委員会の委員長及び事務局長は、意見を述べることができる。

第20条（招集権） 評議員会は、会長が招集してその議長になる。

- 2 評議員の3分の1以上の者から、目的を示して会議招集の請求があったときは、会長はすみやかに招集しなければならない。

第21条（定足数） 評議員会は、評議員の2分の1以上の者が出席しなければ会議は成立しない。ただし、委任状をもってこれに代えることができる。

第22条（議決） 評議員会の議事は、出席評議員の過半数でこれを決し、同数のときは議長の決するところによる。

第23条（理事会） 理事会は本会の執行機関であって会長・副会長及び理事・監事で組織する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- (常任理事会) 3 理事会における委託業務は、常任理事会で執行する。
- 4 第20条2項、第21条及び前条の規定は、理事会・常任理事会にも準用する。

## 第5章 運営本部

- 第24条(運営本部) 本会の目的を遂行するために、運営本部を設ける。
- 2 運営本部は第4条の事業に関し、各専門委員会の運営全般及び各事業の推進について指導助言を行う。

(運営本部長・副本部長)

- 3 運営本部に本部長・副本部長を置き、会長がこれを委嘱する。
- 4 運営本部に関する規定は、別にこれを定める。

## 第6章 専門委員会

- 第25条(専門委員会) 本会の目的を遂行するために、専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会は第4条の事業に関し、運営本部の指導助言のもと、当該専門事項を処理する。
- 3 専門委員会は、次のとおりとする。

- (1) 競技委員会
- (2) 審判委員会
- (3) 指導普及委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 必要に応じた特別委員会

(専門委員長・副委員長)

- 4 専門委員会には委員長・副委員長を置き、会長がこれを委嘱する。
- 5 専門委員会に関する規定は、別にこれを定める。

## 第7章 会計

- 第26条(収入) 本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費(登録費)
- (2) 補助金または交付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第 27 条（会費） 加盟団体は、毎年会費（登録費）を納入しなければならない。  
2 会費（登録費）については、評議員会で承認を得る。

第 28 条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 事務局

第 29 条（事務局） 本会の事務を処理するために事務局を置く。  
2 事務局は、理事長の指示を受けて庶務・会計の業務を行う。

## 第 9 章 補則

第 30 条 本会は、高松市体育協会に加盟する。

昭和 62 年 4 月 1 日 施行  
昭和 63 年 4 月 1 日 改正  
平成 11 年 4 月 17 日 改正  
平成 13 年 4 月 14 日 改正  
平成 15 年 4 月 19 日 改正  
平成 17 年 4 月 16 日 改正  
平成 24 年 4 月 8 日 改正  
平成 25 年 4 月 6 日 改正

# 加盟チーム登録規定

高松市バレーボール協会

## 第1章 加盟

第1条 高松市バレーボール協会（以下本会という）の加盟チームは、この規定に定めるところによる。

## 第2章 登録

第2条 登録は、一人2チームまでとする。2チームに登録の場合は、登録届に他に登録しているチーム名を記載する。

2 ただし、小中学生においては、一人1チームとする。

## 第3章 資格

第3条 各種別（以下加盟団体という）ごとの登録構成員の資格は、次の各号によるものとする。

- (1) 高松市内の9人制女子チーム
- (2) 高松地区の6人制男子及び女子チーム
- (3) 高松市内の小中学生（スポーツ少年団）及び高松地区中学生チーム

## 第4章 登録手続き

第4条 登録するチームは、本会所定の書式に必要事項を記載し、毎年協会の指定した期日までに、所定の登録料を添えて事務局へ申請するものとする。

2 登録締切日以降、新規チーム登録をする場合は、上記と同じ手続きを行い、協会がこれを承認した日から、その効力を発生するものとする。

3 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 登録チームは、その登録構成員に追加あるいは変更がある場合は、遅滞なく協会事務局に届けなければならない。

2 登録構成員の移動または、追加・抹消は、所定の用紙（様式：事1）に必要事項を記載し、チーム代表者（評議員）が記名捺印のうえ、競技会（大会）申し込み締切日までに、協会事務局に提出する。

## 第5章 競技会（大会）参加

第6条 本会の主催又は共催する競技会（大会）の参加は、本会の加盟チームの登録構成員でなければならない。

2 競技会（大会）の参加並びに出場については、本規定のほか各大会開催要項を併用して適用する。

## 第6章 罰則

第7条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的であっても、アマチュアスポーツマン精神に反すると本会が認めたときは、登録チームまたは登録構成員に対し登録を拒み、取り消しあるいは一定期間競技会（大会）の参加並びに出場を停止することがある。

附 則 この規定は、昭和62年4月 1日から施行する。  
この規定は、平成11年2月28日に一部改正する。  
この規定は、平成13年3月 4日に一部改正する。  
この規定は、平成15年3月 2日に一部改正する。  
この規定は、平成17年4月16日に一部改正する。  
この規定は、平成24年1月 7日に一部改正する。  
この規定は、平成25年1月14日に一部改正する。  
この規定は、平成26年2月 6日に一部改正する。